

(第6条による合意書の参考様式)

選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る合意書

(以下甲という)と (以下乙という)は、 年 月 日付の「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」(以下基本契約書という)について、以下のとおり合意した。

第1条

基本契約書第2条の定めにかかわらず、個別の選択権付債券売買取引(以下当該個別取引という)を行うに当たっては、「選択権付債券売買取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下個別取引明細書という)を乙が作成し、甲に交付する。

- 2 甲は、交付を受けた明細書を速やかに確認し、締結した契約内容と相違がある場合には直ちに乙に連絡する。
- 3 当該個別取引を行うに当たっては基本契約書中、「個別取引に係る契約書」を「個別取引明細書」と読み替える。

第2条

基本契約書第4条第4項の定めにかかわらず、当該個別取引を行うに当たっては、「選択権付債券売買取引権利行使明細書」(以下権利行使明細書という)を乙が作成し、甲に交付する。

- 2 甲は、交付を受けた権利行使明細書を速やかに確認し、甲が行った選択権の行使の内容と相違がある場合には直ちに乙に連絡する。
- 3 当該個別取引を行うに当たっては基本契約書中、「選択権付債券売買取引権利行使確認書」を「権利行使明細書」と読み替える。

第3条

基本契約書第5条第3項の定めにかかわらず、当該個別取引を行うに当たっては、「選択権付債券売買取引相殺明細書」(以下相殺明細書という)を乙が作成し、甲に交付する。

- 2 甲は、交付を受けた相殺明細書を速やかに確認し、甲と乙との相殺に係る合意の内容と相違がある場合には直ちに乙に連絡する。
- 3 当該個別取引を行うに当たっては基本契約書中、「選択権付債券売買取引相殺確認書」を「相殺明細書」と読み替える。

第4条

前3条の取扱いは、本合意書締結日から適用する。

第5条

甲は乙と本合意書を締結するに当たり、第1条から第3条までの規定のうちにその適用を除外したいもの(以下適用除外条文という)があるときには、適用除外条文を右該当欄に記すものとする。この場合、本合意書の適用については当該適用除外条文に該当する条文はないものとみなす。

- 2 前項の場合における前条の適用については適用除外条文を除くものとする。

以上を証するため、本合意書2通を作成し、甲、乙各々記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

㊞

乙

㊞

第5条第1項に定める適用除外条文の表示

[第1条・第2条・第3条]